第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「の所得税額」とあるのは「の所得税額（当該所得税の額を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする」と、同法第九十五条第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第十四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項前段中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と読み替えるものとする」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第三項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、同法第百六十五条の六第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第八項中「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」とする。

二　第一項の個人のその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について修正申告書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、国税通則法第十九条第一項又は第二項に規定する課税標準等及び税額等の計算においては、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等（第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る配当所得について第八条の四第一項の規定の適用があるものとする。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

三　第一項の個人のその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をする場合における同法第二十四条から第二十六条までの規定の適用については、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第八条の四第一項の規定の適用があるものとして同法第二十四条から第二十六条までに規定する課税標準等及び税額等を計算する。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

四　前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第十四項第十号中「同項に規定する特定株式」を「次に掲げる株式」に、「同条及び第三十七条の十三の二の」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　第三十七条の十三第一項に規定する特定株式　同条及び第三十七条の十三の三

ロ　第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式　同条

第四十一条の二十一第十四項第十七号中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十二条第四項第三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十二条の二第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中「）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十一の三第二項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「）は」に改め、同条第三項中「所轄の税務署長」の下に「（第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項に規定する税務署長をいう。）」を加え、「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項」に改め、同条第四項中「は、」の下に「第八条の四第九項、」を加え、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで、」を加え、「第三十七条の十四第三十三項から第三十七項まで」を「第三十七条の十四第三十六項から第四十項まで」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に、「第三十七条の五第二項（同条第四項」を「第三十七条の五第三項（同条第五項」に改め、「読み替えて」を削り、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「提出をせず」を「提出せず」に、「提出をした」を「提出した」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の九・四五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第一号及び第二号に定める」を「、当該各号に定める」に改め、「とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次に掲げる事業年度　当該調整前法人税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（イ及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、イに定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）